

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 8 月28日

【会社名】 アンジェス株式会社

【英訳名】 AnGes, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 英

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目 7 番15号
彩都バイオインキュベータ 4 階
(同所は研究所の所在地であり、実際の管理業務は「最寄りの連絡
場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 財務部長 米尾 哲治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル 5 階

【電話番号】 03-5730-7871

【事務連絡者氏名】 財務部長 米尾 哲治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 61,800,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払
い込むべき金額の合計額を合算した金額
8,113,800,000円
(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、
当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定し
た場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された
場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期
間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約
権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額
に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を
合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 アンジェス株式会社 東京支社
(東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル 5 階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	120,000個
発行価額の総額	61,800,000円
発行価格	515円(本新株予約権の目的である株式1株当たり5.15円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年9月13日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	アンジェス株式会社 管理部 東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階
払込期日	平成29年9月13日
割当日	平成29年9月13日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新橋支店

- (注) 1 アンジェス株式会社第31回新株予約権(第三者割当て)(行使価額修正条件付)(以下「本新株予約権」といいます。)は、平成29年8月28日(以下「決議日」といいます。)に開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法により、全部をリーディング証券株式会社(以下「割当予定先」といいます。)に割り当てます。
- 4 振替機関の名称及び住所
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は12,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、本新株予約権の行使価額は本欄第2項のとおり修正され、行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準：下記「(注)6 本新株予約権の行使請求の方法(3)」に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が336円(以下「下限行使価額」といいます。)以下、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。)を下回る場合となる場合には行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。別段の記載がなされる場合を除き、以下同じ。</p>
--------------------------	---

	<p>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限：336円(本新株予約権の発行に係る決議日前日終値の50%(但し、1円未満の端数は切上げ)、但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。)</p> <p>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は12,000,000株(平成29年6月30日現在の発行済株式総数(78,631,061株)に係る議決権数(786,246個)に対する割合は、15.26%)、割当株式数は100株で確定している。</p> <p>6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限(下限行使価額)にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。):4,093,800,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式である。 単元株式数100株</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、12,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初671円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。本新株予約権のいずれかの行使に当たって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。</p>

3 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式の取得又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値(当該30取引日のうち終値のない日数を除く。)とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>8,113,800,000円 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が修正された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な割当株式数で除した額とする。</p>

	2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年9月14日から平成30年9月13日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新橋支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社代表取締役が決定した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個につき本新株予約権の払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由

以下に記載した(本新株予約権の主な特徴)を踏まえ、以下に述べる(検討の経緯)により、当社は、本新株予約権による資金調達が当社のニーズを満たす現時点での最良の方策であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

< 当社のニーズに応じた特徴 >

過度な希薄化の抑制が可能なこと

以下のとおり、株式価値の過度な希薄化を抑制することが可能であると考えております。

- ・ 本新株予約権については、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、そのため、本新株予約権に係る潜在株式の総数が12,000,000株(平成29年6月30日現在の発行済株式総数78,631,061株の15.26%)と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・ 本新株予約権の行使は、当社の許可に基づいて行われるため、株価が下限行使価額を上回る水準では、当社がその行使を許可する限り行使が進むことが期待される一方、当社株価動向等を勘案して許可を行わないことによって、株式価値の希薄化の進展を抑制することが可能となっております。

株価への影響の軽減が可能なこと

下記の仕組みにより、当社普通株式の株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社普通株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初671円(発行決議日の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の水準)であり、本新株予約権が行使される都度、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合は、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものの、下限行使価額が336円(発行決議日の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の50%の水準(但し、1円未満の端数は切上げ))(但し、調整されることがあります。)に設定されており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式が上記水準を下回る価格で売却される蓋然性が小さいこと

- ・ 下記「2(2)当社による行使許可」に記載のとおり、行使を許可することができる本新株予約権の個数の上限が定められており、当社の裁量により、割当予定先が行使することができる本新株予約権の数量を一定数の範囲内にコントロールすることが可能となり、又は全く行使を行わないことが可能となることから、株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

相対的に有利な株価水準における資金調達を図れること

本新株予約権の行使については、割当予定先からの行使の申請を受けて、当社が行使の許可又は不許可を当社の裁量により決定する仕組みであるため、株価水準が思わしくないと考えられる場合には行使を不許可とする一方、株価水準が高いと考えられる場合に行使を許可とすることで、相対的に有利な株価水準における資金調達を図ることができます。

資本政策の柔軟性が確保されていること

本新株予約権の行使期間は割当日の翌日以降1年間であるところ、より有利な条件での新たな資金調達方法が見つかった場合等に資本政策を変更することを当社が希望する場合、当社の判断により、いつでも残存する本新株予約権の全部を取得することができ、また、取得に関する通知を割当予定先が受領した日の翌日以降、割当予定先は本新株予約権の行使を行わない旨を合意する予定であるため、資本政策の柔軟性を確保できます。

<本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記乃至に記載された留意事項が存在しますが、当社といたしましては、以下に述べる検討の経緯を勘案すると、上記乃至に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

本新株予約権の下限行使価額は、上記に記載のとおり、336円(発行決議日の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の50%の水準(但し、1円未満の端数は切上げ))(但し、調整されることがあります。)に設定されているため、株価水準によっては早期に資金調達できず、また、場合によっては本新株予約権の行使期間内に行使が行われず、期待していた金額より資金調達額が減少する、又は期待していた金額の資金調達が全く実現できない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、資金調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

割当予定先に対して本新株予約権の行使を義務付けるものではないため、調達完了までに時間がかかる可能性があり、さらに、場合によっては本新株予約権の行使期間内に行使が行われず、期待していた金額より資金調達額が減少する、又は期待していた金額の資金調達が実現できない可能性があります。

当社は、行使期間の末日において割当予定先から残存する本新株予約権の買取りを行う義務を負います。但し、本新株予約権1個当たり買取価額はその発行価格と同額となります。

(検討の経緯)

以上を踏まえ、当社が、本第三者割当による資金調達方法を選択することになった検討の経緯は、以下のとおりです。

今回の資金調達は、下記「(2) 本第三者割当による資金調達の目的」記載のとおり、当社の主要な開発パイプラインの一つであるHGF(1)遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施において必要となる資金、具体的には、新たな試験計画の策定からFDAへの申請までにおいて必要となる資金を調達すること、及び当社の当面の運転資金(人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃、事業税等)の一部を調達することを目的とするものです。

これらの資金の資金調達方法の選択肢としては、まず、金融機関からの借入れが考えうるところです。しかしながら、当社の現在の財務状況等では、これらの資金の融資を引き受けてもらえる金融機関を見つけることは困難です。そのため、当社は、金融機関からの借入れを資金調達の選択肢とすることはできません。

そこで、財務の健全性を維持しながら、これらの資金の調達を実現するためには、当社としては、資本市場からの資金調達、つまり、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を考えざるを得ませんでした。

エクイティ・ファイナンスによる資金調達としては、新株予約権の第三者割当以外にも、当社普通株式の第三者割当、当社普通株式の公募増資、転換社債型新株予約権付社債及び株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行が選択肢としてはあり得るところです。

しかしながら、まず、当社普通株式の公募増資については、今回の資金調達の検討の中で具体的な提案を証券会社から受けることはなく、資金調達の選択肢とはなり得ませんでした。

転換社債型新株予約権付社債については、株価の下落時には社債に付された新株予約権の行使による社債の株式への転換が進まず、株式への転換が進まなければ、金利の定期的な支払いが必要となる負債のままであるため、当社としては、かかる金利の支払いが必要となり、満期までの当社の財務状態への影響は否定できず、また、最終的には元本の弁済が必要となります。そのため、当社としては、転換社債型新株予約権付社債の発行を資金調達の選択肢から外しました。

次に、MSCBは、それに付された新株予約権の行使により交付される株数が転換価額に応じて決定されるとい性質を有しているため、新株予約権の行使が実際に行われるまで交付される株式総数が確定しないため、株式価値の希薄化の割合が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きく、既存株主に大きな影響を与えるというデメリットがあります。このようなデメリットがあるため、当社としては、MSCBの発行は資金調達を選択肢から外しました。

今回の資金調達の主要な目的であるHGF遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施は、当社の設立以来の主要な開発パイプラインの一つであるHGF遺伝子治療薬の開発を継続し推進することにより当社の事業基盤を強化するものであり、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がる事業戦略上重要なプロジェクトであると当社は考えております。かかるプロジェクトを的確に推進する観点からは、短期間で確実にかかるプロジェクトに必要な資金を調達することが当社にとって最善の方法であるといえます。

この点、新株予約権による資金調達は、上記(本新株予約権の主な特徴) のとおり、発行者サイドで投資家による新株予約権の行使を強制することはできず、また、上記(本新株予約権の主な特徴) のとおり、資金調達の完了までにある程度の期間を要し、さらに、上記(本新株予約権の主な特徴) のとおり、株価の下落時にはその行使が進まず、期待していた資金調達が実現できないというデメリットがあります。このような新株予約権による資金調達のデメリットに鑑みると、新株予約権による資金調達は、最善の方法とはいえません。むしろ、短期間で確実に資金を調達することができる当社普通株式の第三者割当による資金調達がより好ましい手段といえます。しかしながら、現時点では、第三者割当による当社普通株式の発行による方法では、この度の資金調達額を調達することを可能とする投資家を見つけることはできませんでした。

そこで、当社は、次善の策として、行使価額修正条項付の新株予約権の発行による資金調達方法を選択することとしました。まず、当社普通株式を引き受ける投資家を見つけることができなかった以上、資金調達方法につき投資家にとっての受入可能性を勘案せざるを得ないところ、新株予約権は、当社普通株式に投資する場合と比較すると投資家が一時期に投資に必要な資金を限定することができます。また、新株予約権の行使価額の修正により、株価下落の局面においても、一定の範囲においては新株予約権の行使が可能となり、資金調達に応じる投資家にとっての受入可能性を高めることができます。他方、投資家にとっての受入可能性のみならず、当社にとっても、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、次のようなメリットがあると考えております。すなわち、単なる新株予約権による資金調達と比較すると、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、株価下落の局面であっても、設定された行使価額の下限を株価が上回っている場合には、行使価額の修正により、資金調達額は想定された額よりも減少するものの一定の資金調達を実現できる可能性があります。また、株価上昇の局面では、行使価額の修正により資金調達額が増加するというメリットを享受することができます。そして、上記(本新株予約権の主な特徴) のとおり、本新株予約権の行使については、割当予定先からの行使の申請を受けて、当社が行使の許可又は不許可を決定する仕組みであるため、株価水準が思わしくないと考えられる場合には行使を不許可とする一方、株価水準が高いと考えられる場合に行使を許可とすることで、相対的に有利な株価水準における資金調達を可能とする仕組みが存在しています。さらに、上記(本新株予約権の主な特徴) 及び のとおり、当社普通株式を発行する場合と異なり、株式価値の希薄化の進展が複数回に分れた段階的なものとなり、株式価値の過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっており、株価への影響も軽減され漸次的なものとなり、既存株主の利益にも十分に配慮したものとなっております。なお、上記(本新株予約権の主な特徴) のとおり、本新株予約権の行使による交付株式数は一定であり、MSCBと異なり、株価の下落局面において当初の想定より交付株式数が増加し更なる希薄化が生じる可能性はありません。但し、上記のとおり、新株予約権による資金調達においては、発行会社は投資家による行使を強制することはできず、また、投資家による新株予約権の行使による払込みにより初めて資金調達が実現されるため、資金調達の完了までにある程度の期間を要し、さらに、株価の下落時には、期待していた金額より資金調達額が減少する、又は期待していた金額の資金調達が実現できないというデメリットは否定できません。しかしながら、HGF遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施は、当社の事業基盤の強化に資する当社にとって事業戦略上重要なプロジェクトであり、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものであります。当社普通株式の第三者割当による資金調達に応じる投資家を見つけることができなかった現状を前提とすると、かかるプロジェクトの進展を可能とするための資金需要を満たすためには、資金調達の完了までの期間の長期性及び実際の資金調達額が想定よりも減少する可能性があるという不確実性を伴う手段とはいえ、かかる資金調達的手段として、行使価額修正条項付の新株予約権の発行を選択することはやむを得ず、現時点においては当社のニーズを満たす最良の資金調達手段であると当社は判断しました。また、上記(本新株予約権の主な特徴) にも記載しておりますが、下記「2(3)当社による本新株予約権の取得」記載のとおり、当社は、本新株予約権につき、その自由な裁量で、本新株予約権1個当たりその発行価格と同額でその全部又は一部を取得できます。そのため、より有利な条件での新たな資金調達方法が見つかった場合には、本新株予約権を取得し、当該新たな資金調達方法を機動的にとることが可能となっております。他方、下記「2(4)行使期間の末日における本新株予約権の買取り」記載のとおり、当社は、行使期間の末日において、残存する本新株予約権を本新株予約権1個当たりその発行価格と同額で買い取る義務を負い、かかる買取りによる当社の財務状況への悪影響が生じ得ます。しかし、本新株予約権の発行に係るその他の各メリットを勘案すれば、かかる負担はやむを得ないものと判断しております。これらの点を考慮して、当社は第三者割当による行使価額修正条項付の本新株予約権の発行による資金調達を行うこととしました。

1 HGF : Hepatocyte Growth Factorの略称であり、肝細胞増殖因子をいいます。

(2) 本第三者割当による資金調達目的

当社の状況

当社は、HGF遺伝子治療薬(DNAプラスミド製剤)、NF- Bデコイオリゴ核酸(2)及びDNAワクチン(3)を中心に、次世代のバイオ医薬品の開発事業を推進する創薬系のバイオベンチャーです。医薬品の開発には通常、長い期間と多額の先行投資が必要となりますが、当社においては、HGF遺伝子治療薬等の主力開発品が上市に至っておらず、開発への先行投資の段階にあるため赤字の計上が継続しております。

今回の資金調達は、当社の従来からの主要な開発パイプラインの一つであるHGF遺伝子治療薬について、米国において新たな臨床試験を実施しその開発を継続するための資金を調達することを主たる目的とします。

- 2 NF- Bデコイオリゴ核酸：核酸合成機で作成される比較的短い人工核酸により遺伝子の働きを制御する医薬品「核酸医薬」の一種です。
- 3 DNAワクチン：遺伝子の本体であるDNAをワクチンとして利用した医薬品をいいます。

HGF遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施

重症虚血肢を対象とした米国におけるHGF遺伝子治療薬の開発については、当社は過去に複数の臨床試験を実施してきました。最近のものとしては、米国を含む欧米数ヶ国における第 相臨床試験(4)(以下「旧国際共同第 相臨床試験」といいます。)を平成26年10月に開始しました。しかしながら、試験の進展状況を分析・評価した結果、被験者の登録ペースが想定よりも遅延し、臨床試験の完遂には、計画よりも長い期間と多くの費用が必要であることが判明したため、平成28年6月に、HGF遺伝子治療薬の開発資金を削減すると同時にできるだけ早くHGF遺伝子治療薬の医薬品としての承認申請を実現し製品の実用化を目指す観点から、旧国際共同第 相臨床試験を終了することを決定しました。この旧国際共同第 相臨床試験の終了により、旧国際共同第 相臨床試験に係る業務を委託していたCRO(5)は、臨床試験の実施施設の閉鎖を行うとともに、それまでに実施された臨床試験に係るデータ確定作業を行い、現時点までに旧国際共同第 相臨床試験の終了に必要な作業の大部分は完了しております。

旧国際共同第 相臨床試験の終了は、当社が設立以来手がけてきた、当社の主要な開発パイプラインの一つであるHGF遺伝子治療薬の開発そのものを断念することを意味するものではなく、むしろ、HGF遺伝子治療薬の医薬品としての承認申請を実現し製品の実用化を目指すために、より成功確率の高い開発手法に切り替えることが目的です。今後も新たな開発戦略の下で米国において新たな臨床試験を実施し、HGF遺伝子治療薬の開発を継続してまいります。新たな開発戦略の柱は、開発費用を抑制しながら、より小規模の試験を比較的短期間で実施する点にあり、具体的には、()重症虚血肢の中でも対象とする被験者を適切に選択する、()有効性の評価項目を足の大切断又は死亡という重大イベントの発生から重症虚血肢の主要な臨床状況である潰瘍や痛みの改善に変更する、()有効性の評価を投与開始から短期間に行う、()臨床試験の実施対象地域を重症虚血肢の治療実績が豊富な米国内の施設に限定する、などの項目を中心に新たな臨床試験の詳細を設計中です。上記()の有効性の評価項目の変更については、旧国際共同第 相臨床試験を開始した当時においては、有効性の評価項目につき、足の大切断又は死亡という重大イベントの設定を米国の規制当局であるFDA(6)から求められましたが、重症虚血肢を対象とした医薬品が依然として存在しない状況下で、近時、有効性の評価項目の設定においてより柔軟な考え方を受容する方向にFDAの見解は変化してきていると考えられるため、このような変更を行うことを企図したものです。実際に、類似の疾患を対象とした他社の事例として、FDAが、足の大切断又は死亡という重大なイベントではなく、潰瘍の治癒を有効性の評価項目として認めた例が存在しております。もっとも、有効性の評価項目をより軽度の症状に変更することにより対象患者数が増加する可能性がある一方で、薬価(7)がこれまでの想定よりも下がる可能性もあるため、結果として売上や収益が影響を受ける可能性はあります。

当社は、米国スタンフォード大学医学部の組織であるStanford Laboratory for Drug, Device Development & Regulatory Science(以下「SLDDDRS」といいます。)と締結した協業の覚書に基づき、SLDDDRSの協力を得て、HGF遺伝子治療薬の新たな臨床試験計画の策定に向けた作業を進めてきました。これまでに、過去に実施した複数の試験データの包括的かつ詳細な分析が終了し、具体的な試験計画の策定の段階に入ってきました。今後、かかる臨床試験の詳細が固まり次第、米国の規制当局であるFDAと協議を開始し、FDAの承認が得られ次第、米国において新たな臨床試験を開始する予定です。

- 4 第 相臨床試験：同意を得た多数の被験者に対して被験薬を投与し、被験薬の適応症に対する有効性の証明と確認、安全性の確立、承認取得のための十分な根拠付け、用量反応関係の確立等を行うための試験をいいます。
- 5 CRO : Contract Research Organization/医薬品開発受託機関をいいます。
- 6 FDA : 食品医薬品局(Food and Drug Administration)をいいます。

- 7 米国での薬価は、治療薬の臨床試験を完了し、その結果に基づき当該治療薬についてFDAの承認を得て上市可能となった後に、製薬会社と保険会社や健康保険事業者等との交渉で決定されます。

本第三者割当による資金調達目的

上記の経緯及び現状のもと、本第三者割当による資金調達の主たる目的は、当社の主要な開発パイプラインの一つであるHGF遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施において必要となる資金、具体的には、新たな試験計画の策定からFDAへの申請までにおいて必要となる資金を調達することにあります。また、当社は、上記のとおり、主力開発品が上市に至っておらず、開発への先行投資の段階にあるため赤字の計上が継続している状況にあるため、当社の当面の運転資金(人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃、事業税等)の一部を調達することも本第三者割当による資金調達の目的としています。

なお、当社が近年に行ったエクイティ・ファイナンスによる資金調達のうち、HGF遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施において必要となる資金の調達という本第三者割当の資金調達の主たる目的と共通又は類似する目的を有していた資金調達は、以下のとおりです。

当社は、HGF遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる資金(HGF遺伝子治療薬の旧国際共同第 相臨床試験の終了のために必要となる作業に係る費用及び当社子会社アンジェスUSAの運営費用を含みます。以下「HGF遺伝子治療薬開発継続関連費用」といいます。)、下記「その他の事業の現状について」で記載される当社が近時本格的に進出したDNAワクチン事業の推進のための資金及び当社の運転資金の一部を調達するために、平成28年12月に行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当(以下「平成28年12月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。)を行っております。平成28年12月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権は、平成29年6月13日までにそのすべての行使が行われ、これにより、当社は差引手取金額約2,341百万円の資金調達を行いました。かかる資金調達により調達した資金については、うち1,563百万円については、HGF遺伝子治療薬開発継続関連費用、DNAワクチン事業の推進のための費用及び当社の運転資金の一部に充当しており、約778百万円の残額があります。

また、当社は、HGF遺伝子治療薬開発継続関連費用及び当社の運転資金の一部を調達するために、平成28年8月に行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当(以下「平成28年8月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。)を行っております。平成28年8月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権は、平成28年10月3日までにそのすべての行使が行われ、これにより、当社は差引手取金額約1,767百万円の資金調達を行いました。かかる資金調達により調達した資金については、全額をHGF遺伝子治療薬開発継続関連費用と当社の運転資金の一部に充当しており、残額はありせん。

さらに、当社は、平成25年5月に行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当及び平成26年7月にライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当)を行い、差引手取金額約1,989百万円及び約5,945百万円の資金調達をそれぞれ行っておりますが、これらは上記の旧国際共同第 相臨床試験を実施するために必要と見込まれる費用及び旧国際共同第 相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部を調達することを目的とするものでありました。これらの資金調達により調達した資金については、旧国際共同第 相臨床試験の費用と当社の運転資金の一部にその全額を充当しており、残額はありせん。

その他の事業の現状について

なお、上記で記載しましたとおり、当社は、HGF遺伝子治療薬の開発以外に、NF- Bデコイオリゴ核酸の開発及びDNAワクチンの開発を当社の事業の他の重要な柱として事業展開をしております。かかる事業の現状は以下のとおりとなっております。

NF- Bデコイオリゴ核酸の開発については、椎間板性腰痛症を対象疾患とする治療薬の開発を中心に進めており、米国において第 / 相臨床試験の準備を行い、平成29年3月23日付でFDAに対し新薬臨床試験開始届けを申請し、申請後30日の経過をもってこれが承認されました。これにより、当社は、本年後半に米国で第 1 b相臨床試験を開始する予定です。なお、当社は、NF- Bデコイオリゴ核酸に加えて、STAT6と呼ばれる炎症関連因子も抑制する次世代型の核酸医薬として「キメラデコイ」(8)の開発にも乗り出しています。

また、DNAワクチンの開発については、当社は、平成28年7月に、DNAワクチン事業を当社の事業の第 3 の柱に据え本格的に進出することとし、平成28年8月に、当社と従前より提携関係にありDNAワクチン技術の開発を手がける米国バイオ企業Vical Incorporatedとの間でDNAワクチン分野での提携関係を深めるために、追加出資を行いました。また、当社は、大阪大学との共同研究から生まれた成果として高血圧を対象としたDNAワクチンの開発を進めており、オーストラリアにおいて第 / 相臨床試験の準備を行い、平成29年7月19日付で、オーストラリアの規制当局であるTGA(9)に臨床試験届けを提出しました。これにより、本年後半によりオーストラリアで第 / 相試験を開始する予定です。

- 8 キメラデコイ(NF- B・STAT6 キメラデコイオリゴ核酸) : STAT6とNF- Bという炎症に関わる2つの重要な因子を同時に抑制する働きを持った核酸医薬であり、NF- B単独のデコイよりも高い効果を持つことが期待されます。STAT6 とNF- Bは、いずれも必要なときに必要な遺伝子が発現できるように発現の制御をつかさどっている蛋白質たる転写因子です。
 - 9 TGA : 薬品・医薬品行政局(Therapeutic Goods Administration)をいいます。
- 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
- 当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、第三者割当て契約(以下「本第三者割当て契約」といいます。)を締結いたします。
- (1) 制限超過行使の禁止
当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当て増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先に行わせない。
割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。
 - (2) 当社による行使許可
割当予定先は、本新株予約権の割当日以降に、当社から本新株予約権の行使の許可(以下「行使許可」といいます。)を取得した場合で、かつ行使許可に基づき本新株予約権の行使が認められる期間(以下「行使許可期間」といいます。)内に、行使許可に基づき行使することができる本新株予約権の数の範囲内で本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができます。行使許可を得るためには、割当予定先は、行使許可期間の初日の直前取引日(この「取引日」とは、東証が開設されている日をいい、本「(2)当社による行使許可」において、以下同じ。)までに当社に対し行使許可申請書を交付することを要し、当社は、行使許可の申請を認めるか否かを当該行使許可申請書に明記して、行使許可期間の初日までに割当予定先に交付することを要します。当社は、割当予定先による本新株予約権の行使の申請に対して、自由な裁量により許可又は不許可を指示することができます。
行使許可の申請に際しては、以下の要件を満たすことが前提となります。
 - () 行使許可の申請を行う本新株予約権の個数が、30,000個(本新株予約権の総数の25%)を超えないこと。但し、行使許可期間が終了していない、先行する行使許可(以下「先行行使許可」といいます。)が存在する場合であっても行使許可の申請を行うことはできるが、行使許可の申請を行う本新株予約権の個数は、30,000個から先行行使許可(但し、行使許可の放棄の効力が生じているものを除きます。)に基づき行使することができる本新株予約権のうち行使許可の申請に係る行使許可期間の初日の直前において未行使であるものの数を控除した数を超えないこと
 - () 行使許可期間が20取引日以内であること
割当予定先は、行使許可を取得した後、当該行使許可に係る行使許可期間中に、当社に対して通知することにより、取得した行使許可を放棄することができます。
なお、割当予定先は、先行行使許可に係る行使許可期間終了前であっても、新たな行使許可の申請を行うことができます。
 - (3) 当社による本新株予約権の取得
当社は、本新株予約権の取得が必要と当社代表取締役が決定した場合は、割当予定先に対して法令に従って通知することにより、当社代表取締役が定める取得日に、新株予約権1個当たりその発行価格と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。割当予定先は、上記通知を受領した日の翌日以降、本新株予約権の行使を行いません。但し、上記通知がなされた後、当社が本新株予約権を取得しない旨を決定した場合、当該決定がなされた日の翌日以降は、本新株予約権を行使することができます。
 - (4) 行使期間の末日における本新株予約権の買取り
当社は、行使期間の末日において、本新株予約権1個当たりその発行価格と同額で割当予定先の保有する残存する本新株予約権を買い取ります。
- 3 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 4 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
当社及び当社の役員・大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。

6 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中の「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記表中の「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。行使請求受付場所に対し行使請求を行った者は、その後これを撤回することができません。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記表中の「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記表中の「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

7 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

8 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,113,800,000	47,000,000	8,066,800,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(61,800,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(8,052,000,000円)を合算した金額です。本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び差引手取概算額は減少します。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
 - 3 発行諸費用の概算額には、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用(株主名簿管理人費用、印刷会社費用、新株式上場料及び変更登記費用等)の合計です。

(2) 【手取金の使途】

上記「(1)新規発行による手取金の額」記載のとおり、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額は8,066,800,000円です。かかる差引手取概算額については、下記のとおり、HGF遺伝子治療薬の開発のための米国における新たな臨床試験の実施において必要となる費用、具体的には、新たな試験計画の策定からFDAへの申請までにおいて必要となる費用(新たな臨床試験の計画策定に関するコンサルタントや外部専門家への業務委託費用、新たな臨床試験に関するCROへの臨床試験実施から承認申請資料作成までの業務委託費用、治験依頼者である当社子会社アンジェスUSAの運営費用)、及び 当社の運転資金(人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃、事業税等)の一部に充当する予定であり、下記に記載された資金使途に従って、支弁時期の早いものから充当していく予定です。上記 については、上記「1(2)(注) 1(2) HGF遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施」に記載のとおり、米国における新たな臨床試験につき、SLDDRSの協力を得て、その具体的な計画の策定を進めており、過去に実施した複数の試験データの包括的かつ詳細な分析が終了し、具体的な試験計画の策定の段階に至っておりますが、これまでに、本第三者割当と共通又は類似する資金調達目的を有していた平成28年8月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当及び平成28年12月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当て調達した資金のうち、592百万円については、HGF遺伝子治療薬開発継続関連費用、具体的には、旧国際共同第 相臨床試験の中止によるCROによる施設の閉鎖及び当該中止がなされるまでに実施された臨床試験に係るデータ確定作業に係る費用並びに当社子会社であるアンジェスUSAの運営費用に充当されております。また、これらの第三者割当て調達した資金のうち、884百万円については、当社の運転資金に充当しております。

なお、調達された資金を具体的な使途に充当するまでの間は、銀行預金、短期有価証券(元本割れのリスク、信用リスク及び流動性リスクを出来る限り回避する観点から、コマーシャル・ペーパーを想定しております。)等にて管理することといたします。

手取金の使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
HGF遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施において必要となる費用 (注) 1、2	3,635	平成29年12月～平成32年12月
運転資金 (注) 3	4,432	平成29年12月～平成32年12月

- (注) 1 上記表中の HGF遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施において必要となる費用、具体的には、新たな試験計画の策定からFDAへの申請までにおいて必要となる費用は、主に以下の内容を見込んでおります。
- ・新たな臨床試験の計画策定に関するコンサルタントや外部専門家への業務委託費用
 - ・新たな臨床試験に関するCROへの臨床試験から承認申請資料作成までの業務委託費用
 - ・治験依頼者である当社子会社アンジェスUSAの運営費用
- 2 上記表中の HGF遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施において必要となる費用の金額は、平成29年12月以降に米国における新たな臨床試験の実施に関する新たな試験計画の策定からFDAへの申請までにおいて必要となる費用の見込み総額です。但し、当社は上記表のとおりであると見込んでおりますが、上記「1(2)(注) 1(2) HGF遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施」に記載しているとおり、当社は米国における新たな臨床試験の詳細については現在計画中であるため、かかる試験に要する費用の総額については確定しておりません(従って、また、平成29年12月以降に米国における新たな臨床試験において実際に必要となる費用の総額が上記の見込み総額を超過する可能性は否定できません。)。また、米国における新たな臨床試験に要する期間についても上記の支出予定時期に係る期間内に完了せず、これを超える可能性も否定できません。
- 3 上記表中の 運転資金は、研究開発費(各プロジェクトに直接かかる原材料費及び外注費を除きます。)及び一般管理費であり、主に人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃、事業税等からなります。上記表中の金額は、当社の平成29年予算案及び実績をベースに支出予定期間分を算定したものです。

株価の下落等により、本新株予約権の行使が進まず、資金調達が支出予定時期に間に合わなかった場合には、上記表中の各資金の使途につき、一時的に当社の手持ち資金を充当することもあります。さらに、想定していた額の資金の調達が困難となる場合には、自社製品における新規提携先確保による契約一時金の調達、既存提携先との契約内容見直しによる中間金(マイルストーン)の前倒しでの確保、既存プロジェクトの見直し、既存プロジェクトの選択と集中及び株式市場やマーケット状況を勘案しエクイティ・ファイナンスによる資金調達等の施策を講ずることにより、その資金の調達又は確保を検討してまいります。また、株価の上昇等により、本第三者割当により調達する資金が想定していた額を上回る場合には、その超過額については、本第三者割当により調達した資金の使途の対象とはなっていない、その他の当社の研究開発に直接かかる原材料費及び外注費に充当してまいります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本新株予約権の募集に関連して、当社は、割当予定先との間で、本第三者割当契約において、本新株予約権の割当日以降、いずれかの本新株予約権が残存している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、以下のいずれかに該当する行為を行わないことを合意する予定です。

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式又は当社のその他の種類の株式、当社普通株式又は当社のその他の種類の株式に転換又は交換されうる有価証券並びに当社普通株式又は当社のその他の種類の株式を取得する権利又は義務の付された有価証券をいいます。

ロックアップ対象有価証券の発行(株式分割を含む。)、募集、貸付け、売付け、売付契約の締結、当社の株主による当社普通株式の売出しについて同意することその他譲渡若しくは処分を行うこと又はそれらのための機関決定を行うこと

当社の指示により行為する法人又は個人に前号に定める行為を行わせること

第 号若しくは前号に記載する行為を行うことを企図していること又はそれに同意することを発表若しくは公表すること

上記にかかわらず、以下の場合は、上記で禁止される行為に該当しない旨合意しております。

- a 本新株予約権の発行又は新株予約権の行使による当社普通株式の交付
- b 株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付、
- c 吸収分割、株式交換又は合併に伴う当社の株式の交付
- d 会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し
- e 当社並びにその子会社及び関連会社の役員又は従業員を対象とする新株予約権の発行

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	リーディング証券株式会社
本店所在地	東京都中央区新川一丁目8番8号 アクロス新川ビル5階
届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第69期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月29日 関東財務局長に提出 有価証券報告書の訂正報告書 事業年度 第69期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年7月28日 関東財務局長に提出

(注) 割当予定先の概要の欄は、別段の記載のあるものを除きいずれも平成29年3月31日現在におけるものです。

b．提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先の関係の欄は、平成29年3月31日現在におけるものです。

c．割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 1(2)(注)1(2) HGF遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施」に記載のとおり、旧国際共同第 相臨床試験の状況の分析・評価を開始し、その結果、HGF遺伝子治療薬の開発戦略を見直し、米国において新たな臨床試験を実施することにしました。このような状況の中で、従前より資金調達活動の提案やその他の営業活動を通じて面識のあった証券会社数社から新株予約権の発行による資金調達の提案を受けました。当社としては、割当予定先の提案が当社にとって現時点においては当社のニーズに合致する最良の資金調達方法であると考えられたこと、また、割当予定先は、平成28年3月及び平成28年8月の二回にわたり当社の第三者割当による新株予約権の発行において投資家との間で斡旋を行った実績があり、当社の近時の状況を理解しかつ本第三者割当と同種の取引における知見を有していると考えられたこと、さらに、割当予定先との協議の中で、割当予定先から、当社の事業戦略、事業展開、資金の必要性及び時期等をご理解いただいたこと等を総合的に勘案し、リーディング証券株式会社を割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d．割り当てようとする株式の数

新株予約権の目的である株式の総数12,000,000株

e．株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。但し、当社と割当予定先との間で締結される予定である本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

当社は、上記「c. 割当予定先の選定理由」に記載した割当予定先との間で協議を行った際に、割当予定先より以下の点につき確認を得ております。

- ・割当予定先は経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的とすること。

- ・割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針について、純投資の方針に基づき保有し、長期間保有する意図を有していないこと、及び割当予定先は、当社株式を売却する場合には市場動向を勘案しながら適時適切に行う方針であること。
- ・割当予定先は、自己資金をもって、本新株予約権を取得するものであり、本新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金を有していること。
- ・割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して貸株契約を締結しておらず、その予定もないこと。

また、割当予定先はいわゆる証券会社であり、自己の商品有価証券勘定にて本新株予約権又は本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を保有し、適宜市場内で売却を行いつつ、新株予約権の権利行使を実施する予定とのことです。従って、当社普通株式の株式価値の希薄化は市場取引高に応じて徐々に進捗することとなり、急速には進みにくいと予想されます。

なお、割当予定先による本新株予約権の行使については、上記「第1 1(2)(注)2(1)制限超過行使の禁止」記載の措置に基づいて行われます。

f. 払込みに要する資金等の状況

まず、本新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金については、割当予定先からは、本日現在において、かかる資金は現金又は預金の形でその手元で確保されている旨の報告を受けております。また、当社は、割当予定先の平成29年3月期の有価証券報告書に含まれる財務諸表の現金及び預金の額(平成29年3月31日現在)、並びに割当予定先から提供された割当予定先の普通預金の残高証明書(平成29年7月29日現在)により、本新株予約権の払込金額の総額の払込みに足りる現金又は預金の存在について確認しており、また、その後割当予定先の財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も割当予定先より伺っておりません。

次に、本新株予約権の行使に要する資金については、割当予定先からは、その親会社である株式会社ランキャピタルマネジメント(所在地 東京都中央区新川一丁目8番8号 アクロス新川ビル5階 代表取締役 時 慧)(以下「ランキャピタル社」といいます。)との間のコミットメントライン(以下「割当予定先コミットメントライン」といいます。)に基づく借入れにより調達することができる旨の報告を受けております。この点、当社は、割当予定先より、割当予定先コミットメントラインに関する覚書の写しの提出を受けその内容を確認いたしました。なお、割当予定先より、本新株予約権の行使のための資金需要を満たすだけの割当予定先コミットメントラインの未実行残高が存在していることの報告を受けております。そして、ランキャピタル社は、当該コミットメントラインに基づく割当予定先に対する貸付けに必要な資金を、同社の親会社たるTo-Win Investment Limited(所在地 Novasage Chambers, Level 2, CCCS Building, Beach Road, Apia, SAMOA 代表者 温暁東)の支配株主たる温暁東が支配株主となっている「TWCG」といいます。)との間のコミットメントライン(以下「ランキャピタル社コミットメントライン」といいます。)に基づく借入れにより調達することを割当予定先を通じて伺っております。この点、当社は、割当予定先を通じて提出を受けた、ランキャピタル社コミットメントラインに関する覚書の写しを確認いたしました。なお、割当予定先を通じて、割当予定先コミットメントラインの資金需要を満たすだけのランキャピタル社コミットメントラインの未実行残高が存在している旨を伺っております。さらに、当社は、割当予定先を通じて提出を受けたTWCGの預金の残高証明書(平成29年7月27日現在)により、TWCGにおいて、ランキャピタル社コミットメントラインの資金需要を満たすだけの預金が存在していることを確認しております。また、ランキャピタル社及びTWCGにつきその後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も割当予定先より伺っておりません。

以上により、当社としては、割当予定先によるかかる本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に足りる資金の確保につき支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は金融商品取引業者としての登録を行い、東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、また、日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に加入しております。割当予定先は、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係を遮断すること等を定め、役職員に周知徹底するとともに、これを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容につき説明を受けております。さらに、割当予定先は、対外諸手続面においても「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を制定し、反社会的勢力との関係の遮断に関し必要な事項を定め、健全な業務の確保及び反社会的勢力の金融商品取引及び金融商品市場からの排除を図っていること等につき、割当予定先から当該規程を入手し、説明を受けております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。但し、当社が割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。なお、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(所在地 東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 黒崎知岳)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。赤坂国際会計は、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の権利行使行動及び資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び株式保有動向等を考慮した一定の前提(本新株予約権の行使価額、本新株予約権の行使期間、当社普通株式の株価(671円)、株価変動率(98.7%)、配当利回り(0円)、無リスク利率(0.2%)、行使期間中の任意の時点以降において当社の資金調達需要が発生し当社による行使許可がなされること、当社による行使許可がなされた場合には割当予定先は出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を行うことを含みます。)を置き、本新株予約権の価格の評価を実施しており、当該評価で示された本新株予約権の価格の評価結果は515円でした。当社は、赤坂国際会計は、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件及び仮定、適用されたパラメータについて、赤坂国際会計からの説明、提出を受けた又は当社にて準備したデータ・資料に基づく確認により、かかる評価は合理的なものであると判断しました。また、上記「第1 1(2)(注)1(1)本第三者割当による資金調達方法を選択した理由」及び上記「第1 1(2)(注)2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載した本新株予約権及び本第三者割当契約の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価格が合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の直前取引日(平成29年8月25日)の東証における当社普通株式の普通取引の終値(671円)とし、その後の行使価額も、修正日の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である336円(発行決議日の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の50%(但し、1円未満の端数は切上げ))を下回ることはありません。当初行使価額は、発行決議日の直前取引日までの直近1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値667.0円に対して0.60%のプレミアム、発行決議日の直前取引日までの直近3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値623.7円に対して7.58%のプレミアム、発行決議日の直前取引日までの直近6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値444.8円に対して50.85%のプレミアムとなります。しかしながら、当初行使価額につきましては、当社としては、以下の理由から、合理的と考えております。すなわち、HGF遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施は、当社の設立以来の主要な開発パイプラインの一つであるHGF遺伝子治療薬の開発を継続し推進するためのものであり、当社の事業戦略上重要なプロジェクトであると考えておりますが、当社の現状では必要となる資金は、外部から調達に依拠せざるを得ない状況にあります。また、当社の普通株式の株価は、非常にボラティリティが高い状況にあります。このような中で、上記プロジェクトの推進を目的とする資金調達のために、本新株予約権の発行を行い、かつ、資金調達の確実性を高めるため(本新株予約権が行使されないことにより資金調達が実現できないリスクを回避するため)には、当社は、上記の近時の株価水準に照らして、当初行使価額として上記の水準を設定することが合理的であると判断いたしました。下限行使価額につきましても、同様の理由から、割当予定先との協議交渉の中で示された割当予定先からの下限行使価額についての要望を一定程度受け入れざるを得ないとともに、上記の近時の株価水準に照らして、下限行使価額として上記の水準を設定することが合理的であると判断いたしました。なお、修正日における修正後の行使価額が、修正日の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額となる点については、上記同様、HGF遺伝子治療薬の開発の推進のための資金を外部から調達しなければならないという当社の置かれた状況及び当社の株価のボラティリティの高さの中で、これらの資金調達のために、本新株予約権の発行を行い、かつ、資金調達の確実性を高めるため(本新株予約権が行使されないことにより資金調達が実現できないリスクをできる限り回避するため)には、割当予定先との協議交渉の中で示された割当予定先からの行使価額の修正についての要望を一定

程度受け入れざるを得ないとともに、当社は、上記の近時の株価水準に照らして、修正日における修正後の行使価額につき上記の内容とすることが合理的であると判断いたしました。

当社監査役3名全員(すべて社外監査役)も、赤坂国際会計は当社と顧問契約を締結している等の関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件及び仮定、適用されたパラメータについて、赤坂国際会計からの説明、提出を受けた又は当社にて準備したデータ・資料に基づく確認により、かかる評価は合理的なものであると判断できることから、当該第三者評価機関の評価を参考にしつつ、本新株予約権及び本第三者割当契約の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価格は、割当予定先に特に有利な価格ではないとの意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

すべての本新株予約権が行使された場合における交付株式数は最大12,000,000株(議決権数120,000個)であり、平成29年6月30日現在の当社発行済株式総数(78,631,061株)及び当社議決権総数(786,246個)に対する比率はそれぞれ、15.26%及び15.26%となります。

発行決議日の直前取引日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間(営業日ベースでそれぞれ、22日、64日及び124日)の当社普通株式の1日当たり平均出来高はそれぞれ、約9.3百万株、約12.3百万株及び約6.7百万株となっていることからすると、上記の希薄化は本第三者割当後の市場における当社普通株式の需給関係に影響を与える可能性があり、市場に対し一定の株価下落の圧力を与えるおそれは否定できないと考えられます。なお、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数(12,000,000株)をその行使期間である1年間(営業日ベースで248日と仮定)で市場で均等に売却したと仮定した場合の1日当たりの売却株式数は48,387株となり、かかる株式数は上記の発行決議日の直前取引日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の当社普通株式の1日当たり平均出来高のそれぞれ0.52%、0.39%及び0.72%となります。

しかしながら、上記「第1 1 (2) (注) 1 (1) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由」に記載のとおり、当社が割当予定先に対し本新株予約権の行使を許可する場合、その時点における当社普通株式の株価動向、出来高及び売買代金の状況を考慮した上で、必要に応じて行使を許可する本新株予約権の個数を制限することも可能となっております。そして、当社といたしましては、本第三者割当による資金調達により取得した資金を、上記「第1 2 (2) 手取金の使途」に記載の使途に充当することで、HGF遺伝子治療薬の開発を継続し推進することは、当社の事業基盤を強化するものであり、もって当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えております。そのため、当社は、本第三者割当における希薄化の規模は合理的であると判断しました。本新株予約権については、その目的である当社普通株式の数量は一定であり、希薄化の規模は限定されており、また希薄化は複数回に分かれた段階的なものとして市場への影響は漸次的なものになると考えられます。加えて、本新株予約権については一定の要件のもと当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であること、並びに、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はなく、本第三者割当により割り当てられた本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、売却に際しては市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針である旨表明していること、から、本第三者割当による市場への影響には一定の歯止めがかかることが期待されると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
リーディング証券株式 会社	東京都中央区新川1-8- 8 アクロス新川ビル5階	-	-	12,000,000	13.24
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 1-6-1	1,939,500	2.47	1,939,500	2.14
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1-2-10	1,848,700	2.35	1,848,700	2.04
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1-14 -1	1,440,800	1.83	1,440,800	1.59
塩野義製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町 3-1-8	1,186,800	1.51	1,186,800	1.31
森下 竜一	大阪府吹田市	691,600	0.88	691,600	0.76
廣田証券株式会社	大阪府大阪市中央区北浜1 -1-24	621,055	0.79	621,055	0.69
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行 頭 取 三毛 兼承)	1 CHURCH PLACE, LONDON, E14 5 HP UK (東京都千代田区丸の内2- 7-1)	596,900	0.76	596,900	0.66
岡田 教男	茨城県つくば市	558,800	0.71	558,800	0.62
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1- 9-1	551,200	0.70	551,200	0.61
音野 進也	東京都渋谷区	493,500	0.63	493,500	0.54
計	-	9,928,855	12.63	21,928,855	24.20

(注) 1 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2 所有株式数及び割当後の所有株式数は、割当予定先の割当後の所有株式数を除いて、平成29年6月30日時点の株主名簿上の株式数です。

3 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年6月30日時点の発行済株式総数78,631,061株に係る議決権数(786,246個)を基準に算定しています。

4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年6月30日時点の発行済株式総数78,631,061株に係る議決権数(786,246個)に、本第三者割当により発行される本新株予約権の目的である当社普通株式12,000,000株に係る議決権数(120,000個)を加えて算出した数値を基準に算定しています。

5 割当予定先であるリーディング証券株式会社の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて保有した場合の数となります。上記「1 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有していません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期(自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)平成29年3月31日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第1四半期(自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)平成29年5月11日 関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第2四半期(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)平成29年8月14日 関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年8月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、平成29年3月31日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年8月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を、平成29年6月26日に関東財務局長に提出

6 【訂正報告書】

訂正報告書(上記5の臨時報告書の訂正報告書)を、平成29年8月4日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年8月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(平成29年8月28日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

アンジェス株式会社 本店

(大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号彩都バイオインキュベータ4階)

アンジェス株式会社 東京支社

(東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。